

令和6（2024）年度 第4回伊丹市男女共同参画審議会 議事録

【開催日時】令和6年（2024年）11月21日（木） 10時～12時

【開催場所】伊丹市役所 議会棟2階 第2委員会室

【出席委員】岩本委員、田野委員、白井委員、福島委員、石崎委員、加藤委員（以上6名、順不同）

【欠席委員】和田谷委員、月江委員（以上2名、順不同）

【事務局】須磨市民自治部長、森田市民自治部参事、中井共生推進室長、村上男女共同参画課長、
男女共同参画課職員

【傍聴者】0人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 傍聴要領及び傍聴定員の決定
- 3 議題
 - （1） 第4期伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画（案）について
 - （2） 答申書（案）について
- 4 その他連絡事項
- 5 閉会

【議事録】

- 1 第4期伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画（案）について

事務局： 資料28を使って計画案の説明を進める。計画案の構成について、第1部は計画の趣旨、現状と課題、体系図を構成している。第2部は個別施策とDV手続きのフローチャート、用語説明と配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を資料として掲載している。

1頁は「計画の策定にあたって」を困難女性支援法の趣旨を含め記載している。

2頁の（2）計画の位置づけとして、本計画が何に基づいて策定されているかを記載している。本計画は配偶者暴力防止法と困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の2つの法律に基づいて、市町村の行政計画として本計画を策定している。（3）の計画期間について、第3回審議会でも説明したとおり、計画期間を2年間とし、次年度から新たに策定する男女共同参画計画と一体的に計画を統合する。DVと男女共同参画とを総合的に施策を推進する趣旨を計画期間に併せて記載している。

3頁では、DVの定義や本計画の主体を記載している。DV被害者に加え困難な問題を抱える女性、二つの主体を統合した当事者をかき分けている注意書きを入れている。

4頁からは現状と課題として、令和2年に実施した市民意識調査を記載している。

8頁に相談状況を記載している。DVに関する相談件数や実人数、DV相談室が対応した支援措置件数などを抜粋して記載している。

9頁に第3期計画（令和2年から令和6年）の取組状況と課題を記載しており、特に課題が残ったものを▲で記載している。

10頁で第4期計画の体系表を示している。審議会の中で作り上げた基本方針5つ、基本目標14、各個別施策が31でまとめている。第3回審議会にて審議いただいた重要施策については、個別施策番号前に【◎】を付記している。

会 長： 第1部について意見を伺いたい。

委 員： 計画を読むとDV被害者のことしか頭に残らない。ヤングケアラーや引きこもり、虐待にあった人などの発見・調査をすべきではないかと思う。助けてもらえていない人達に目を向けるような文章があった方がいいと思う。

- 事務局： 委員ご指摘のDV以外の実態調査に関しては、25頁の現状と課題にDV以外の表記をすることを、事務局として提案できる。
- 会長： 基本目標14が「DV防止に関する調査研究」となっており、DV防止以外は調査研究対象に含まれないようにみえる。
- 事務局： DV防止“等”として対象を広げる選択肢もある。
- 委員： 相談現場に来た時に件数が少ないので、対応できない問題として扱われることがある。相談現場が、このような問題には対応していく意識があれば良い。
- 事務局： DV相談を受けている中で、家庭問題や男女問題、親子問題に関しては相談を受けている。
- 委員： ほかの相談機関でも、そのような意識をもってもらいたい。DV相談室へはDVの相談しか受け付けないと思っている人がいる。困りごとは何でも相談できる窓口があれば良い。
- 委員： 行政では縦割りになっていることが多い。相談の入口がDVだとしても、複合的な問題を抱えており色々な部署が関係していくため、横の連携を充実させる必要がある。
- 事務局： 女性の全般の相談に関しては、男女共同参画計画に記載する方が良いのではないかと考える。本計画はDV計画なので、どこまで範囲を広げるのか検討する必要がある。
本市の相談の状況は、8頁表2に総相談件数とDV件数の両方を記載しており、総相談件数からDV件数を引いた件数が、親子問題や男女問題などのその他の相談件数となっている。従前からそのような相談には対応している。DV相談ということで、DV以外を受け付けない対応はしていない。
- 委員： その他の相談にも対応していることを、計画に記載してはどうか。計画を読んでもDVのことしか頭に残らない。困難女性については、計画の最初と最後に記載しているが、困難女性のことが念頭にないとわからない。
- 会長： 15頁の「通報体制の充実」に、DV被害だけではない様々な状況を抱えた当事者に対しても相談していきます、と一言足すというのはどうか。DVの相談だけでなく、幅広く対応していることに通ずるのではないかと。当事者に対する一文があればいいと思う。
- 委員： 文言は大事だと思うが、基本方針が分かるようなフローチャートがあればいいと思う。計画の全文を当事者が読むことは難しい。自分はどのようなケアを受けられるというものを作ればいいと思う。
- 会長： 26頁に配偶者暴力防止法の概要のフローチャートがあるが、あった方がいいと思う。総合的な相談において相談窓口はどこなのか示すことは、本計画を2年計画とし、男女計画と一体化させるときの、お願いとすることはいかがか。本計画では対応しきれない相談を拾っていくのが男女計画だと思う。
- 事務局： 本計画の主体をどこまで広げるのか、もどかしい部分がある。男女共同参画計画において、DV計画の重複する部分等を網羅する計画ができればと思う。次の第4期男女共同参画計画の課題とさせていただいたほうが良いと思う。
- 会長： 次の男女共同参画計画に加える機会を生かし、幅広い相談に対し、相談者がどこに行けばいいのか可視化できるような計画にしていきたい。

会 長： ８頁の相談等の状況について、「本市DVに関する支援状況は次のとおり」となっており、DV件数のみの記載となっている。総件数とDV相談件数との差分について、書き加えることにより、幅広く様々な相談に対応していることを伝えることができる。表への追記や対応状況の追記は可能か。

事務局： その他の相談件数と対応状況は記載できる。

委 員： １５頁の施策５配偶者暴力相談支援センター機能の充実の中に、「専門知識を持つ女性相談支援員等を設置」という表現があるが、専門知識をどう定義するかが大事だと思う。法案・本計画を理解し、相談等を割り振りできる人がいれば、計画が形だけのものにならないと思う。

会 長： ご指摘の内容については、２３頁の研修や技術向上のところで響き合っていると思う。法律の知識やケースワークや人権的な知識が求められる立場であるので、相談員の技術向上を常に図っていただくということが、専門知識かと思う。

委 員： コーディネーターみたいな人がいればいいと思う。

会 長： 同伴しているなど具体的な支援の内容は書かれているが、それらがコーディネーター機能であるという点は書ききれていない部分と思う。これらのようなコーディネーター機能を果たしているという一文を入れるのはどうか。

委 員： 用語説明の女性相談支援員に追記可能ではないか。

会 長： 「その発見に努め、素の立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員。」を「その発見に努め、本人の立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事するコーディネート機能を有する職員。」へ変更はいかがか。

事務局： 修正いたしました。

事務局： ２３頁の現状と課題の下から２行目の「相談員の生活安定のための就労環境の充実」という文言が修正出来ていなかったため、「相談員の雇用条件の改善も含めた就労環境の充実」に修正する。

会 長： ２部へ進める。事務局から説明をお願いします。

事務局： ２部に関して、大きく変更していない。誤字の訂正と、先ほどお伝えした２３頁の修正をした。また、重要施策となっている施策の前に「◎」を追記している。

会 長： １４頁の現状と課題「幼少年期から成人に至るまでの人権教育は、・・・欠くことのできない教育です。」となっている。「人権教育は～教育です」という表現よりも「欠くことができません」で良いと思う。

事務局： 「欠くことのできないものです。」という表現でいかがか。

委 員： 異議なし。

委 員： 幼少年期という表現はよく使われるのか。児童の方が聞きなじみがある。

委 員： 「幼少年期から成人」となっているので「幼年期から」でもいいのではないか。

会 長： 幼年期からでよろしいか。

委 員： 異議なし。

委 員： 暴力の長期化という表現に違和感を覚える。短期間の暴力や長期間の暴力と表現するのか。期間の言葉ではないように思う。

会 長： 被害の長期化が正しい。

委 員： 「暴力やその被害の長期化や深刻化」の方が、言いたいことが含まれるように思う。「暴力を含む被害」にするか。

事務局： 「暴力を含む被害が長期化・深刻化をする傾向があります。その被害を防ぐため、」に修正する。

会 長： 「被害者の周囲の積極的な声かけ・通報」となっており、「被害者の周囲」ではなく「当事者の周囲からの」への変更はいかがか。

委 員： 被害・加害の文脈のなかで「当事者」を使うと、両方含まれるようになるのではないか。相談の中の当事者性となれば、相談者の気持ちに寄り添うという表現として読み取れる。

委 員： 文頭のはじめに「当事者」の記載があるので、「周囲の積極的な声掛け」で問題ないと思う。

会 長： 17頁の「現状と課題」の2段落目「これまでの保護体制では、連携が求められます。」というのは、過去を言っているのか、先のことを言っているのか不明瞭である。

委 員： 「これまでの保護体制では」を削除しても、十分に伝わるのではないか。

会 長： 削除する方向でお願いします。次行の「保護制度は～有効な手段です。」も違和感がある。

事務局： 文末の「有効な手段です。」を「有効な手段となります。」へ変更するのはいかがか。

委 員： 異議なし。

会 長： 25頁について、重点施策31に対する「今後の見据えた情報収集が必要です」という表現がない。「動向を踏まえつつ」と記載しているが、重点施策にしているので、「情報収集を積極的に行い」と踏み込んだ表現にするのはいかがか。また、4行目「また」の前後で内容が変わっているので、改行してはどうか。

事務局： 4行目で改行した上で、「県や国の動向を踏まえつつ」を「国や県等の動向について積極的に情報収集を行い」へ修正した。

委 員： 15頁下から3行目の「障がい者・高齢者・外国人や性的マイノリティ等に関わらず、どのような当事者にも相談機会が保障されるよう」を記載している意図はあるか。

事務局： 第3期DV計画の中で、障がい者・高齢者・外国人などに対し、積極的に取り組むとして重点施策に挙げている。第4期では重点施策にしていなが、引き続き取り組んでいくために記載している。

委員： 書かれていることで、差別的に映るのではないか。

事務局： 性的マイノリティの相談については、国・県の計画にも記載されている。また、外国人の方への対応については、県では多言語化対応や市ではポケットクなどで対応はしているが、掲載を継続していてもいいものと考えている。

会長： 書かなくても認識される社会が当然なので、委員おっしゃるとおりだと思うが、現実はそのではない、過渡期である部分である。引き続き、可視的にするという意味で、あえてここは書くという方針でいかがでしょうか。

事務局： 国の基本方針を確認すると、「同性カップル間の暴力、被害者が男性・外国人・障がい者である場合がある」という記述があるので、記載してもいいかと考える。

委員： 男性もいれていただけるか。

事務局： 男性は計画上部に記載している。

会長： 可視化されていないから浮かばせないといけないけれど、記載があることで浮いて見えることもあり、難しいところではある。国の計画や第3期計画からの継続という意味合いもあり、今回の計画はそのままの表記にする。男女計画になった時に、書かなくても良いくらいの社会になってほしいと思う。

事務局： 資料編は、用語説明と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「困難な問題を抱える女性への支援の法律」の全文を付けている。

委員： 29頁「バーンアウト」の説明中で「なってします症状」となっているので「なってしまいう症状」に修正をお願いします。

委員： 28頁「居住支援法人」の説明の中で「障害者」となっているが、全体で統一を図るように修正をお願いします。

委員： 29頁「面会交流」の説明の中で、「看護」となっているので「監護」へ修正をお願いします。

委員： 「スーパービジョン」の説明について、指導助言も含む援助過程を記載したほうが伝わると思う。

委員： スーパービジョンの説明に、スーパーバイザーとスーパーバイザーがあるために説明がわかりづらくなるのかと思う。

会長： 専門的援助過程とはなにか、と思うところもある。スーパービジョンには教育的機能と支持的機能、管理的機能の3つの機能がある。

委員： 3つの機能について入れてはどうか。経験の浅い支援者に対しスーパーバイザーが指導・

管理・支持等を行う。

委員： 管理・支持・教育の3つをスーパーバイザーが提供するという表現にすれば、わかりやすい。

会長： 2文に分けてみてはいかがか。1文目は今の文章を生かし、2文目は「スーパービジョンには、教育的機能、支持的機能・管理的機能がある。」としてはいかがか。

事務局： 「専門職としての資質向上のために経験の浅いワーカーがスーパーバイザーから受ける専門的な関わり。スーパービジョンには、教育的機能・支持的機能・管理的機能がある。」に修正した。

会長： 保護命令の説明について、2行目「身体に対する暴力により」と身体のための表現になっている。法改正により保護命令の対象が身体のみではなくなり、「身体に対する暴力等により」へ変更した方がよいのではないか。

事務局： 「暴力等」へ変更した。

委員： 代理受傷の説明について、主語があった方が丁寧ではないか。「支援者が」を文頭へ付け加えるはどうか。

事務局： 「支援者が被害者から」へ変更した。

委員： 母子生活支援施設は児童福祉施設であることを書いてもいいと思う。母親のための施設と思われることが多く、実は児童福祉施設であると知らない人が多い。

会長： では、文末を「目的とする児童福祉施設」とするのはいかがか。

委員： 異議なし。

委員： ステップハウスについて「一時入居住宅のこと。」やバーンアウトについて「尽き果てること。」のように句点を付ける方がよいではないか。

事務局： 修正した。

委員： 加害者更生プログラムについて、「関係性をつくるためのプログラム」と記載があるが、つくるのは単純ではないと思う。このままでいいと思う。

委員： 加害者更生プログラムは視点によって表現が変わると思う。当事者が見るのであれば、変わるためのプログラムになり、提供側からの言葉であれば、提供するためのプログラムになる。市民の方に読んでもらうことを前提にするのであれば、変わるためのプログラムとする方が、ハードルは下がると思う。

会長： 暴力をふるっている「加害者のために」なのか、「暴力加害者が」がなのか。主語を変えらるゝとしてどのように続けられらるゝしいか。

委員： あり方を学ぶとするのはいかがか。もし本当に加害者に向けて書くのであれば、暴力をふるってしまうと書いている時点で加害者は必要ないと思う。

委 員： 最初の文言を消して、「自分のDV行動に気づき」から始めてもいいと思う。

事務局： 「自分のDV行動に気づき、暴力を使わない関係性のあり方を学ぶためのプログラム」に修正しました。

委 員： 苦情処理の表記そのものが、本文から見つけられなかったのと、この表現でいいのかと思う。

事務局： 本文にない文言なので、用語説明から削除させていただく。

委 員： 基本目標14のところに共同親権については入れないのか。

会 長： 委員ご指摘のとおり、共同親権については注視していく必要があるので、面会交流や加害者更生“等”といれるのはいかがか。

委 員： 異議なし。

会 長： ありがとうございます。本当に当事者の方々不安に思われているところだと思うので、そこを確認していただけるような施策にする。

2 答申書（案）について

会 長： 資料29 答申書（案）について移る。本日審議会終了後13時から市長への答申にあたり、審議会の意見を基に本委員会の答申書案を事務局が作成した。追加の内容があればご意見いただきたい。

委 員： 最後の一文が、「DVを許さない社会づくり」で結ばれているが、今回計画は困難を抱える女性も含まれているので、そのあたりが抜けていいのかどうか。DVだけの話になってしまうのでは。

委 員： 「暴力やDVを許さない社会」とするのはいかがか。

委 員： 困難な問題を抱える女性への支援の範囲でいえば、貧困もはいつてくると思う。

委 員： 孤立・貧困などすべてが暴力につながるので、大きく括るのはいかがか。

委 員： 「DVを許さない社会と困難を抱えた方への支援が充実した社会」というのが良いと思う。

委 員： 「人権を守れる」というのはあまりにも広すぎると思う。

委 員： 大きいですが、人権は良いと思う。

事務局： 「本答申の趣旨を踏まえ、速やかな計画の策定と、市民の誰もが基本的人権を守られ、安心かつ自立して暮らせる社会が一日も早く伊丹市において実現されることを期待しています」へ修正しました。

委 員： 下から5行目について、「市民・企業・団体」となっているが、前回の議論で学校も重要ということだったので、「市民・企業・団体・学校への啓発・教育」としてはいかがか。また、情報の収集についても、「DV被害防止に関する積極的な情報の収集等」としてはいか

がか。

事務局： 修正しました。

会 長： 最後まで議論を深めていただいた。この内容で市長へ答申いたします。
事務局と会長で最終の確認と修正することに一任いただきたい。

委 員： 異議なし

3 その他

事務局： 今回の審議会を受け、本日13時より市長へ答申を行う予定。答申後、市の計画案を作成し、1月に30日間市民に向けパブリックコメントを実施。パブリックコメントを実施後、3月に計画を策定する予定。

4 閉会